

(資料2)

令和8年第2回  
鴨川市議会定例会

－ 議案説明資料2 －

令和8年6月9日提出

目次

議案番号	議案名	担当課	ページ
報告第3号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	健康推進課	3
報告第4号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	環境課	5

## 報告第3号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

### 1 報告理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項のうち市長において専決処分することができるものとして市議会の議決（専決処分事項の指定について平成17年2月17日市議会議決）により指定された事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

### 2 内容

#### (1) 事故の概要

令和7年12月5日午後4時40分頃、市公用車が県道天津小湊田原線を田原方面から天津小湊方面に走行中、鴨川市花房398番11地先の信号のない交差点において市道上貫姥田線から市道上貫仲代線に向かって同県道を横断中の相手方所有の車両に接触し、双方車両が損傷したものの。また、この接触により市公用車及び相手方所有の車両が第三者所有のブロック塀に接触し、同ブロック塀が損傷したものの。

#### (2) 損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

#### (3) 損害を受けた第三者

〇〇〇〇

#### (4) 損害額、過失割合及び損害賠償額

##### ア 市及び相手方の損害

	市		相手方	
損害額	①（車両前部損傷）	99,000円	④（車両前部及び左側面部損傷）	310,000円
過失割合	②	20%	⑤	80%
損害賠償額	③（④×②）	62,000円	⑥（①×⑤）	79,200円

イ 第三者の損害

	市		相手方	
第三者の損害額	①236,596 円 (ブロック塀損害)			
過失割合	②	20%	④	80%
第三者に対する損害賠償額	③ (①×②)	47,320 円	⑤ (①×④)	189,276 円

備考 第三者の損害額は、市と相手方の共同の不法行為によるものであり、相手方がその全額を第三者に支払ったことにより相手方が過失割合に応じた市の損害賠償額を市に対して求償するものである。

(5) 和解条件 市から相手方に対する損害賠償金 109,320 円、相手方から市に対する損害賠償金 79,200 円をもって和解する。

3 専決処分日

令和8年5月25日

## 報告第4号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

### 1 報告理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項のうち市長において専決処分することができるものとして市議会の議決（専決処分事項の指定について 平成17年2月17日市議会議決）により指定された事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

### 2 内容

#### （1）事故の概要

令和8年4月8日午前10時45分頃、鴨川市東町1473番3において、ごみ収集作業中の市公用車（ごみ収集車）がごみ集積場所に向かって前進中、相手方所有の家屋に接触し、同家屋を損傷させたもの。

#### （2）損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

#### （3）損害額 家屋雨どい損傷 27,672円

#### （4）過失割合 市100%

#### （5）損害賠償額 27,672円

#### （6）和解条件 市から相手方に対する損害賠償金27,672円をもって和解する。

### 3 専決処分日

令和8年5月25日